

参考資料

1 板橋区の概況・年表

(1) 板橋区の概況

① 位置、面積、地形、河川

板橋区は、東京都23区の中で北西部に位置し、西から北にかけては白子川、荒川をはさみ埼玉県と相対しています（図1）。

面積は、32.22km²で、23区中9番目の大きさとなっています。

地形は、平均海拔30m前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地により形成されています。この荒川を本谷として白子川、石神井川などの谷が走り、起伏に富んだ地形となっています。

河川は、北部に荒川、新河岸川、白子川が、中央部に石神井川が流れています（図2）。

② 道路・鉄道

区内の幹線道路は、放射状道路の中山道、川越街道をはじめとして、首都高速5号線等が区を南北に通る、環状7号線等が東西に通っています。

また区内には、JR東北・上越新幹線、JR埼京線、東武東上線、都営地下鉄三田線、東京メトロ有楽町線・副都心線の各鉄道が走っています。

③ 人口

平成29年1月1日現在の板橋区の人口は約56万人、世帯数は約30万世帯となっています。

④ 産業

板橋区の工業は、出荷額で約6千7百億円（平成20年工業統計調査）となっており、東京都23区の中では2番目です。また、板橋区には多様な業種が混在していますが、出版・印刷・精密機械の集積が高く、都内にあって、化学・鉄鋼といった業種が見られるのが特徴の一つです。

現在、区内には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づく、認可工場が3,551件（平成29年3月末現在）あります。

⑤ 板橋区の変遷

板橋区が歴史にその名を登場させたのは、鎌倉時代といわれています。江戸時代には、板橋宿が中山道第一の宿場町として栄え、周辺部は穀倉地として江戸の発展を支えました。明治時代以降、鉄道の開通や水運の便等によって工場の進出が相次ぐとともに、関東大震災以降、住宅地としての開発も進みました。

戦後、高度経済成長期になると、板橋区の市街地化が急速に進み、現在では、徳丸や赤塚の一部を除き、ほぼ全域が市街地化されました。



図1 東京都23区分布図

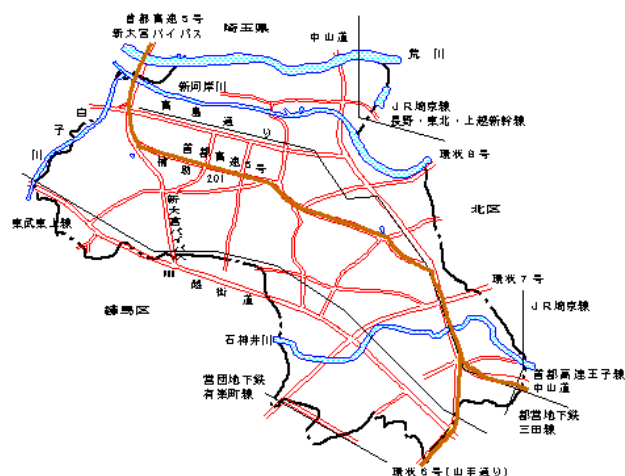


図2 板橋区の概況図

(2) 公害・環境保全の歴史

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
昭7		・板橋区誕生
昭24	・東京都で全国初の工場公害防止条例制定	
昭28	・水俣病患者はじめて発生	
昭29	・東京都、騒音防止に関する条例制定	
昭30	・東京都、ばい煙防止条例制定	
昭32	・荻野医師「イタイイタイ病」鉍毒説発表	
昭33	・江戸川本州製紙汚水事件 ・水質保全法、工場排水規制法制定	
昭36	・四日市ぜんそく患者多発	
昭37	・東京に光化学スモッグ連続発生し問題化 ・ばい煙規制法制定 ・石油供給量が石炭を上回る	
昭39	・新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生	
昭40		・23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置
昭42	・公害対策基本法制定	
昭43	・地下鉄6号線開通 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定	
昭44	・東京都公害防止条例制定	・公害規制の事務委任を受け公害課設置
昭45	・新宿区牛込柳町で鉛公害発生 ・光化学スモッグ被害はじめて発生 ・水質汚濁防止法制定	
昭46	・環境庁設置 ・PCBによる環境汚染表面化 ・悪臭防止法制定	
昭47	・国連人間環境会議ストックホルムで開催 ・自然環境保全法制定 ・東京における自然の保護と回復に関する条例制定	
昭48	・昭和48年度自動車排出ガス規制告示 ・石油危機、物価高騰、物不足起きる	
昭49	・酸性雨被害発生	
昭50	・江東区、江戸川区を中心に六価クロム問題発生	・公害健康被害補償法により板橋区など19区が指定
昭51	・振動規制法制定	・初の公害認定患者（10名）
昭52		・首都高速5号線（Ⅱ期）が開通 ・三点比較式臭袋法による悪臭規制開始

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
昭53	・ 二酸化窒素（NO ₂ ）環境基準改定	・ 隅田川水系浄化対策連絡協議会発足
昭54	・ 東京の自動車300万台を突破	・ 板橋区検査センター完成、環境監視システム、公害分析室を設置
昭55	・ 東京都環境影響評価条例制定	・ 公害苦情相談員制度開設
昭57	・ 窒素酸化物総量規制の実施	
昭58	・ 東京地域公害防止計画策定	
昭59		・ 「板橋区基本構想」策定 ・ 高速王子線環境影響評価書案提出
昭60		・ 「板橋区基本計画」スタート ・ 白子川汚濁対策協議会発足
昭61		・ 「板橋50万人グリーンラブ計画」策定 ・ 建築環境部公害対策課発足
昭62	・ 「東京都環境管理計画」策定	・ 板橋区快適環境懇談会設置
昭63		・ メタノール自動車導入 ・ 第一回石神井川フェスティバル開催 ・ 三園交差点立体化
平元	・ 「東京都自動車公害防止計画」策定	・ 石神井川流域環境協議会発足
平2		・ 環状8号線環境影響評価書案提出 ・ メタノール自動車助成開始
平3		・ 「板橋区快適環境ガイドライン」策定 ・ 環境保全課に課名変更 ・ リサイクル推進課設置 ・ 高速中央新宿線環境影響評価書案提出
平4	・ 「自動車NO _x 法」制定 ・ 東京都地球環境保全行動計画の策定 ・ ブラジルで地球サミット開催	・ 区内に大型メタノールスタンド設置 ・ 「板橋区リサイクル条例」制定
平5	・ 「環境基本法」制定	・ 「エコポリス板橋」環境都市宣言
平6	・ 「環境基本計画」閣議決定 ・ 東京都環境基本条例制定	・ 「アジェンダ21いたばし」策定 ・ 豊島地区清掃工場環境影響評価書案提出
平7	・ 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（率先実行計画）閣議策定 ・ 「容器包装リサイクル法」成立	・ エコポリスセンター開設 ・ 環境監視システムの更新
平8		・ 区内に急速充電スタンドを設置 ・ 環境情報表示板「かんきょうくん」を本庁舎一階に設置 ・ 区の標語「木も育つ ぼくらも育つ この地球」を本庁舎一階に設置

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
平9	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」成立 ・「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」開催（京都） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁内環境管理・監査システム」構築 ・天然ガス自動車小型充填機を設置 ・第3次「板橋区リサイクル推進計画」策定 ・板橋区資源環境審議会設置
平10	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」成立 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正 	
平11	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」成立 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及 管理の改善に関する法律（PRTR法）」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポリス板橋クリーン条例」制定 ・ISO14001の認証取得 ・「板橋区環境基本計画」策定 ・「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び 適正な処理に関する条例」制定 ・太陽光発電システム・太陽熱温水器設置 費助成制度の創設
平12	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」成立及び循環 関係6法の成立 ・「東京都公害防止条例」の改正により「都 民の健康と安全の確保する環境に関する条 例（東京都環境確保条例）」に改名 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区環境白書の発行(第1回)「環境レポート 1999」 ・「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「板橋区地球温暖化対策推進実行計画」策定 ・清掃事業が東京都より23区へ事務移管
平13	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に 関する特別措置法（PCB法）」成立 ・「自動車NO_x、PM法」成立 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の 実施の確保等に関する法律（フロン回収破 壊法）」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポリス板橋環境行動会議」設立 ・「板橋・環境創造講座」開講 ・ISO14001認証更新及び区内区立小・中学校・ 幼稚園に認証拡大
平14	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然再生推進法」成立 ・ヨハネスブルグサミット開幕 ・地球温暖化対策推進大綱決定 ・「自動車リサイクル法」成立 ・「土壌汚染対策法」成立 ・東京都「地球温暖化阻止！東京作戦」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・区制施行70周年 ・区の鳥が「ハクセキレイ」に決定
平15	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境 教育の推進に関する法律（環境教育推進 法）」成立 ・「循環型社会形成推進基本計画」決定 ・東京都「ディーゼル車規制」開始 ・家庭用パソコンのリサイクル開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンターにおいて「グリーン電力 証書システム」導入 ・ISO14001適用範囲を清掃事務所に認証拡大 ・本庁舎ESCO事業導入 ・「板橋区環境基本計画」の見直し開始

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
平16	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒートアイランド対策大綱」決定 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」成立 ・「産業廃棄物不法投棄ホットライン」設置 ・「景観法」成立 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」成立 ・「大気汚染防止法」改正（VOC規制導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区が「地球環境大賞 優秀環境自治体賞」受賞 ・路上禁煙地区を決定（成増駅周辺、上板橋駅周辺、大山駅・区役所周辺） ・板橋第七小学校が「緑のカーテン」で「地球温暖化防止活動環境大臣賞」受賞
平17	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」発効 ・「京都議定書目標達成計画」策定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」改正 ・「東京都環境確保条例」改正（「エネルギー環境計画書」「省エネラベリング制度」創設等） ・「東京都廃棄物条例」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「YUMEパーク大和町」オープン ・喫煙マナーアップ推進員制度創設 ・アスベスト総合対策を決定 ・板橋エコアクション（IEA）創設 ・路上禁煙地区の追加決定（板橋・新板橋駅周辺、ときわ台駅周辺、高島平駅周辺） ・「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」策定 ・「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・ISO14001の規格改訂に伴い、板橋区環境マネジメントシステムを新規規格に適合するよう改訂
平18	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次環境基本計画」策定 ・アスベストを0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・使用が中止 ・環状8号線開通 ・東京都「10年後の東京」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ開設 ・路上禁煙地区の追加決定（東武練馬駅周辺） ・ペットボトルモデル回収開始 ・粗大ごみ日曜収集・持込制度開始 ・地下水及び湧水保全条例制定 ・「板橋区環境読本」発刊
平19	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀環境立国戦略」策定 ・「東京都気候変動対策方針」策定 ・東京都「「緑の東京10年プロジェクト」基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・坂本区長就任 ・「板橋区環境教育推進プラン」策定 ・サーマルリサイクルモデル収集開始 ・ペットボトル回収を区内全域の集積所で開始
平20	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正 ・「東京都環境確保条例」改正 ・G8北海道洞爺湖サミット開催 ・「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いたばしNo.1実現プラン」策定 ・サーマルリサイクル本格実施 ・ごみ処理手数料の改定 ・粗大ごみ収集日を毎日に変更 ・ごみ収集日・粗大ごみ収集状況のEメールでの通知開始 ・「赤塚不動の滝と周辺地域」「志村城山公園と市周辺地域」を湧水保全地域に指定 ・「板橋区環境教育ハンドブック」作成

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
平21	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」改正 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」改正 ・太陽光発電の固定価格買取制度開始 ・「国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）」開催（コペンハーゲン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区が「循環・共生・参加まちづくり表彰環境大臣賞」受賞 ・「板橋区環境基本計画（第二次）」策定 ・板橋区環境教育テキスト「未来へ」作成 ・路上喫煙地区の追加決定（志村坂上駅周辺） ・第二回全国緑のカーテンフォーラム開催 ・ICLEI世界大会に参加
平22	<ul style="list-style-type: none"> ・改正省エネ法の完全施行 ・「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 ・「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 ・「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」開催（名古屋） ・「気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）」開催（カンクン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域」を湧水保全地域に指定 ・改正省エネ法に対応したISO14001の改正
平23	<ul style="list-style-type: none"> ・「東北地方太平洋沖地震」発生 ・福島第一原子力発電所事故（レベル7）発生 ・「電気事業法第27条」等による電気の使用制限や節電への取組 ・「気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP17）」開催（ダーバン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区緑の基本計画「いたばしグリーンプラン2020」を策定 ・「板橋かたつむり運動」の開始 ・区関連施設において放射線測定を実施 ・区関連施設における節電や輪番休業の実施 ・文化会館・上板橋体育館ESCO事業導入
平24	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」閣議決定 ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 ・「国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）」開催（ドーハ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区制施行80周年 ・エコポリスセンターに指定管理者制度を導入 ・スマートコミュニティ研究会へ参加 ・ICLEI「地球の気候変動適応策推進に向けた日米政策対話」事業に参加 ・教育科学館・大原社会教育会館ESCO事業導入
平25	<ul style="list-style-type: none"> ・「小型家電リサイクル法」施行 ・「国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）」開催（ワルシャワ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテンハンドブック」発行 ・「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 ・環境戦略担当課を設置 ・スマートシティ検討調査事業を実施 ・「建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」策定 ・「使用済小型家電」拠点回収の開始
平26	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物対策指針」策定 ・「水循環基本法」、「雨水利用促進法」制定 ・「エネルギー基本計画」閣議決定 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・「板橋区スマートシティ検討調査報告書」策定 ・デマンドレスポンス事業の導入（板橋区保健所・板橋健康福祉センターとリサイクルプラザ）

年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
平27	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀汚染防止法」制定 ・「建築物エネルギー消費性能向上法」制定 ・政府が2030年の「エネルギーミックス（電源構成）」決定 ・政府が温室効果ガスの削減目標を含む「約束草案」決定 ・廃棄物処理法および災害対策基本法改訂 ・「気候変動影響適応計画」策定 ・国際温暖化防止パリ会議（COP21）開催 ・ISO14001の規格改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎南館の竣工 ・「板橋区ハッピーロード大山商店街エネマネ事業化検討委員会」を実施 ・「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」施行 ・「行政財産の有効活用（屋根貸し）による太陽光発電事業」開始（リサイクルプラザ） ・「区営高島平七丁目アパートスマート化事業」開始 ・「板橋区基本構想」策定
平28	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動・経済社会戦略」発表 ・「労働安全衛生法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「板橋区基本計画2025」策定 ・「いたばしNo.1実現プラン2018」策定 ・「板橋区環境基本計画2025」策定 ・「板橋区環境教育推進プラン2025」策定

2 板橋区環境白書編集会議

(1) 板橋区環境白書編集会議運営要領

(目的)

第1条 板橋区環境基本計画に基づき、板橋区環境白書(以下「白書」という。)を編集するため、板橋区環境白書編集会議(以下「編集会議」という。)を設ける。

(所掌事項)

第2条 編集会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 白書編集の検討並びに調査、研究、編集及び発行に関すること。
- (2) 前号のほか、編集に必要な事項

(構成)

第3条 編集会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、板橋区資源環境審議会の委員、区職員及びその他必要に応じて外部の者から、資源環境部長が指名する。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 座長は、会議を総括し、編集会議を代表する。

- 2 座長は、必要に応じ委員を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じ関係者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 編集会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、編集会議の審議に必要な事項について、調査及び調整を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、構成員は、別表のとおりとする。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。

(編集会議及び幹事会の庶務)

第6条 編集会議及び幹事会の庶務は、資源環境部環境戦略担当課が行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要領は、平成11年6月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年5月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成25年5月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 板橋区環境白書編集会議幹事会構成員

職名	構成員
幹事長	資源環境部長
幹事	産業経済部産業振興課長
〃	資源環境部環境課長
〃	資源環境部環境戦略担当課長
〃	資源環境部清掃リサイクル課長
〃	都市整備部都市計画課長
〃	土木部計画課長
〃	土木部みどりと公園課長
〃	教育委員会事務局指導室長

(2) 板橋区環境白書編集会議委員名簿

氏名	役職等
城所 哲夫	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
吉田 栄	板橋産業連合会副会長
皆川 三彦	板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長
田坂 日出夫	公募委員
戸田 里子	公募委員

(3) 板橋区環境白書編集会議経過

	開催日	内容
第1回編集会議	平成29年7月20日	平成29年度板橋区環境白書体系(案)について
第2回編集会議	平成30年1月19日	平成29年度板橋区環境白書(案)について

3 用語解説

あ行

アイドリングストップ

自動車の停止時にエンジンの空転（アイドリング）をやめること。休憩時等の無駄なアイドリングの停止は、CO₂や大気汚染物質の排出削減効果や、燃料の節約効果があり、運輸業界なども取り組んでいる。

アスベスト

繊維状鉱物の総称。石綿。化学薬品に強く耐熱性や電気絶縁性が高いため、建築材料や自動車のクラッチ板など幅広く使用されている。長期間吸入すると肺ガンの原因となり、他の発ガン因子の作用を増強することが知られている。

アメニティ

都市計画のめざす居住環境の快適性。歴史的環境や自然環境にも配慮した総合的な住み心地のよさ。快適環境。

いおう 硫黄酸化物

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が、燃焼によって酸化され発生した物質。呼吸器を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎やぜん息性気管支炎を起こすといわれる。水に溶けると硫酸や亜硫酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄については、環境基準が定められている。

雨水浸透ます

雨水を地中に浸透しやすくするために底のあいている、たくさん穴をあけた「ます」。都市水害防止に効果的。

エコアクション

環境負荷低減活動。環境に配慮した行動のこと。

エコチェックシート

家庭での買い物や、電気、ガス、水道、自動車利用などをCO₂換算して、環境負荷を計算する家計簿。自分の家庭でのCO₂排出量を知ることによって、意識啓発を行い、家庭でのCO₂排出などの環境負荷の削減を進める手法。

エコポリス板橋

環境に配慮した「環境保全型都市」。「エコロジカル（生態系）」と「ポリス（都市）」の合成語。板橋区では、平成5年4月に人と環境が共生する都市をめざし、「エコポリス板橋」環境都市宣言を行った。

屋上緑化

建物の屋上スペースに植栽すること。緑化と緑被面積に拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図れるほか、屋上緑化による断熱効果で冷房用電力の省エネ効果も大きい。

温室効果ガス

太陽光を吸収して加熱された地表面から放射される赤外線を吸収するガス。吸収された熱の一部は大気の外に放出され、残りは地表面に放出される。地表面に放出された熱は地表面を加熱するため地表面温度はより高くなり、これを温室効果という。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄がある。

か行

環境基本計画

環境基本法に基づき、国や地方自治体が当該地域の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な方針を定めるもの。

区では、平成11年3月に第一次計画、平成21年3月に第二次計画を策定し、第三次計画となる「板橋区環境基本計画2025」を平成28年3月に策定した。

環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成5年11月に制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しながら、多様な手法を活用することが必要であり、環境基本法はこうした観点から環境政策を進めるための枠組み。

環境マネジメントシステム

自治体や企業などの事業組織が、事業活動で生じる環境への影響を自主的・継続的に改善するための仕組み。国際的な規格として「ISO14001」、環境省による中小事業者向けの支援ツールとして「エコアクション21」、板橋区による事業者向け支援ツールとして「板橋エコアクション」がある。

気候変動枠組条約

温室効果ガスの増加に伴う気候変動を防止するための枠組みを規定した条約。1992年に採択、1994年に発効。先進国が温室効果ガス排出量を安定化させるために政策・措置をとること、各国が排出量の国家通報を行い締約国会議で審査を行うことなどが盛り込まれている。

京都議定書

1997年に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書。温暖化防止のために、先進国の二酸化炭素排出

削減量の数値目標を決めた。日本の目標は2008～2012年に1990年比で6%削減。

グリーン購入

物品やサービスを購入するにあたって、環境に配慮したものを優先的に選択すること。2000年にグリーン購入法が成立し、国や地方自治体にグリーン購入の取組が義務付けられた。

光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質という意味。空気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成される。光化学スモッグの原因物質となり、濃度が高くなると眼、喉などの痛みを引き起こす。植物にも被害を及ぼす。

固定発生源

人間の社会活動により発生する大気汚染物質の発生源には、工場、事業場などの固定発生源と自動車、航空機などの移動発生源がある。固定発生源には、騒音・振動発生施設、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、廃棄物焼却施設などがある。

コンポスト

生ごみ、落葉、剪定枝など様々な有機物を原料に、微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥。

さ行

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力エネルギーなどといった埋蔵資源を利用せず、自然環境の中で再生産できるエネルギー。具体的には、太陽、風力、水力、地熱などのエネルギーが含まれる。資源を枯渇させず半永久的に利用可能であることに加え、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ないなどの利点があるが、一方で、エネルギー密度の低さ、コストの高さなどが課題としてあげられる。

酸性雨

pH5.6以下の強い酸性を示す雨。工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中を長時間漂う間に酸化が進み、水に溶けやすい物質になり、ついには雨に含まれて降るもの。目や皮膚を刺激するだけでなく、土壌や森林などの生態系に影響を及ぼすことが報告されている。

集団回収

10世帯以上が集まって団体を作り、収集の日時や場所を決めて定期的に古紙や古布などを集め、資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動。区では、回収量に応じて報奨金の支給などの支援を行っている。

重金属

比重が4-5以上の金属の総称。水銀、カドミウム、亜鉛、銅、クロムなどがあり、これらの大気、水質、土壌、食品などへの汚染を一般に重金属汚染という。重金属の多くは、生体内に蓄積されやすく、微量でも長時間吸入することによって、慢性的な影響があらわれる。有機水銀による水俣病などがその著名な例である。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

生物多様性

生物に関する多様性を示す概念。地球上の生きものは40億年という歴史の中で様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが存在する。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしている。

た行

堆肥

腐敗した有機物質の混合物で、肥料や土壌調整剤に用いる。

地下水涵養

降雨、河川水などが地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街地化の進行に伴い、涵養機能の高い農地、林地、空き地などが宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水涵養が阻害されつつある。このため、透水性舗装、浸透ます等の普及を図り、地下水涵養を積極的に行っている。

地球温暖化

温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより地球の気温が上昇すること。現在問題になっているのは自然の現象ではなく、産業革命以降の化石燃料の大量消費などの人間活動が原因で地球温暖化が加速していること。最近の地球温暖化の規模・速度は急激であり、異常気象や海面上昇を含むさまざまな悪影響をもたらすことが予想されている。

地産地消

「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向が高まりつつあり、農業者と消費者を結びつける取り組みにもなる。

窒素酸化物

石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場・ビル・自動車などから排出される大気汚染物質。ほとんどが一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）。水に溶けると硝酸や亜硝酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。環境基準が定められているのは、二酸化窒素である。

低公害車

ガソリン自動車やディーゼル自動車に比較して、排出ガス中の環境負荷物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、黒煙など）や騒音・振動等の公害の発生を抑えた、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などのこと。大気汚染物質の排出が少ないなどの利点はあるが、価格が高い、インフラ整備が必要などの課題がある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出が少ない社会・経済のこと。

等価騒音レベル(L_{Aeq})

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗の音圧を与える連続定常音の騒音レベルで単位はdB（デシベル）である。これは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をデシベルで表示するもので、変動する騒音を安定的に表現でき、かつ、人間がどの程度曝露されたかを表現する上で優れている。

特定化学物質

PRTR報に基づく排出量及び移動量の届出の対象である第一種指定化学物質のこと。

土壌汚染

有害物質等が水や大気を通じてまたは直接土壌に浸透し生じる汚染で、いったん生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要である。

は行

ハイブリッド自動車

2種類の動力源を組み合わせる自動車。内燃エンジンと電気モーターを組み合わせた電気・ガソリンハイブリッド車が代表的。排ガスやCO₂排出量を従来のガソリン車より大幅に削減することが可能で、燃費もよい。

光触媒

光（紫外線）を吸収することにより反応を促進するもので、触媒自体は反応の前後で変化しない。環境浄化アイテムとして二酸化チタンの光触媒製品が関心を集めている。

ヒートアイランド

冷房などの人口排熱や、アスファルトなどの放射熱が大量に放出され、都市部の平均気温が周囲に比較して高くなる現象。等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。温室効果ガスの増加により起こる地球温暖化とは別のしくみによるものだが、化石燃料の大量消費が原因という点では同じ。

ビオトープ

生物生息空間単位。Bio(生物)とTope(場)の合成語。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している微粒子で粒径が10 μ m（1 μ m=0.001mm）以下のものをいう。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出される。浮遊粒子状物質の汚染がひどい地域で生活していると、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれる有害物質によるさまざまな影響が懸念されている。

ま行

マイバッグ

消費者が買い物時に持参する買い物袋。買い物時のレジ袋を減らすことで、資源の浪費とごみの散乱を防ぐ。

水循環

地球上の水が、降水、蒸発散、流出、貯留という現象を基本要素として地球上を循環する現象で、その経路や基本要素の種類は様々である。大きく分けて大気・陸地・海域の三つの系を連続して循環し、さらにその系ごとにより小さな水循環が起こっている。

緑のカーテン

つる性の植物を窓の外にはわせた自然のカーテン。夏の強い日差しを遮る効果や、葉の蒸散作用により気温の上昇を抑制する効果がある。ヒートアイランド対策に効果的とされる。植物の種類には、収穫用としてはへちま、ゴーヤ、きゅうり等、観賞用としてはアサガオ、ふうせんかずら等がある。

や行

湧水

地下水が自然に湧き出した水を湧水といい、湧き水のある場所を湧泉という。東京の湧水は、湧出の形態から大きくみると、台地の崖の部分から湧出する崖線タイプと台地上の谷地形のところから湧出する谷頭タイプに分けられる。

要請限度

自動車排ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準。

用途地域

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定めた区域。1992年の都市計画法の改正により住居系の用途地域が細分化され、8種類から12種類となった。

溶融スラグ

家庭から出るごみを焼却炉で燃やした灰をさらに溶融炉で約1400℃の高温で溶融した結果、生成されるガラス質の固化物。スラグは砂の代替材料として使うことができるので、インターロッキングブロックや道路のアスファルト舗装材などの建設資材等への利用が進められている。

ら行

ライフスタイル

個人や集団の、生き方。単なる生活様式を超えてその人のアイデンティティーを示す際に用いられる。

リターナブルびん

一升びんやビールびん、牛乳びんなど、繰り返し使用されるガラスびん。小売店を通して回収された後、飲料メーカーで洗浄され、中身を詰めて繰り返し使用される。平均使用回数は、一升びんで7.2回、ビールびんで20回。そのため回収率は、一升びんで88%、ビールびん99%と高い。

アルファベット

BOD

生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物(汚れ)を分解するのに必要とする酸素の量。

COP

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などのガス削減について、国際的に取り組むことを定めた「地球温暖化防止条約(気候変動に関する国際連合枠組み条約)」の締約国会議(Conference of the Parties)。2015年フランスのパリで開催されたCOP21では、2020年以降の新たな枠組み(パリ協定)が採択されました。

CO₂排出係数

地活動量(生産量、使用量、焼却量など)当たりのCO₂排出量。電力においては、電気1 kWhを発電する際に発生するCO₂排出量となる。

ESCO事業

“Energy Service Company”の略。省エネ見込み量を省エネ改善計画段階において顧客に保証し、パフォーマンス(成功報酬)契約に基づき、省エネ改善のための計画立案から改修、管理までの一連の役務を顧客に提供する事業。

ESD

“Education for Sustainable Development”(持続可能な開発のための教育)の略。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。

ICT

“Information and Communication Technology”(情報通信技術)の略。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。

PRTR法

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国・事業者団体との機関が把握・集計・公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、年に一回報告する。

3R

リデュース(reduce:使用や購入を減らす)、リユース(reuse:使い捨てにせず何度も使う)、リサイクル(recycle:再生し、活用する)の頭文字をとった言葉。これにリフューズ(refuse:いらぬものを加えて断る)を加えて4Rということもある。

テレフォングイド

	平成29年度組織 (～平成30年3月31日)	平成30年度組織 (～平成30年4月1日～)
● 環境白書の編集について	環境戦略担当課 環境政策グループ (3579)2622	環境政策課 環境政策推進係 (3579)2591
● 環境基本計画について	環境戦略担当課 環境政策グループ (3579)2622	環境政策課 環境政策推進係 (3579)2591
● 地球温暖化対策について	環境戦略担当課 環境政策グループ (3579)2622	環境政策課 低炭素社会推進係 (3579)2622
● 新エネ・省エネ機器等導入補助金について	環境戦略担当課 環境政策グループ 補助金担当 (3579)2596	環境政策課 低炭素社会推進係 補助金担当 (3579)2596
● 環境マネジメントシステムについて	環境戦略担当課 環境政策グループ (3579)2622	環境政策課 環境政策推進係 (3579)2591
● 板橋エコアクションについて	環境戦略担当課 環境政策グループ (3579)2622	環境政策課 低炭素社会推進係 (3579)2622
● ISO取得支援補助金について	公益財団法人 板橋区産業振興公社 経営支援グループ (3579)2175	
● 資源・ごみの分別、出し方について	清掃リサイクル課 管理係 (3579)2217	資源循環推進課 管理係 (3579)2217
	板橋東清掃事務所 (3969)3721	
	板橋西清掃事務所 (3936)7441	
● 再生家具の販売、多目的室の貸出、講座の実施について	リサイクルプラザ (3558)5374	
● 屋上緑化、接道部緑化助成について	みどり公園課 緑化推進グループ (3579)2533	
● 農地・区民農園等について	赤塚支所 都市農業係 (3938)5114	
● カラスの相談について	環境課 環境調査係 (3579)2593	環境政策課 自然環境保全係 (3579)2593
● 水環境について	環境課 環境調査係 (3579)2593	環境政策課 自然環境保全係 (3579)2593
● 大気環境について	環境課 環境調査係 (3579)2593	環境政策課 生活環境保全係 (3579)2594
● 放射線対策について (測定機器(簡易型)の貸し出し)	環境課 公害指導係 (3579)2594	環境政策課 生活環境保全係 (3579)2594
● 工場・事業所の環境対策について (土壌汚染・悪臭対策、工場・指定作業場の諸届け、工場・建設工場等の苦情・相談、近隣公害についての苦情・相談、アスベストに関する苦情・相談、騒音計の貸し出し)	環境課 公害指導係 (3579)2594	環境政策課 生活環境保全係 (3579)2594
● 環境学習・緑のカーテンについて	エコポリスセンター (5970)5001	
● 環境美化について	環境課 環境美化担当係 (3579)2597	資源循環推進課 資源循環協働係 (3579)2258

※ 平成29年度板橋区環境白書は 平成29年度組織名で編集しています。



編集・発行 板橋区環境白書編集会議
板橋区資源環境部環境戦略担当課
〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1
TEL 03(3579)2622
FAX 03(3579)2589
Eメール s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

刊行物番号

29 - 190

本文は古紙を含む再生紙を使用しています